



2008年8月26日(火)

AWG-LCA 3およびAWP-KP 6ハイライト 2008年8月25日、月曜日

月曜日午前中、技術および資金供与に関するコンタクトグループの会議が開催され、組織構成のアレンジなどが検討されたほか、条約における長期的協力行動に関するアドホック・ワーキンググループ(AWG-LCA)の2009年作業計画に関する非公式協議が行われた。京都議定書における附属書I締約国の更なる約束に関するアドホック・ワーキンググループ(AWG-KP)は、土地利用・土地利用変化・森林(LULUCF)および「その他の問題」に関する非公式協議を開催した。午後、LULUCFの協議が継続、緩和とその実施方法、さらには適応とその実施方法に関するAWG-LCAコンタクトグループも会合を開いた。柔軟性メカニズムに関するAWG-KPコンタクトグループは午後と夕方に会議を開催した。

AWG-LCA コンタクトグループおよび非公式協議

技術および資金問題の協議：AWG-LCA議長のMachadoが議長を務めるコンタクトグループは、午前中に会合を開いた。フィリピンはG-77/中国の立場で発言、原則に基づいた資金メカニズム、特に資金への直接のアクセス、新規のかつ追加的な資金源、および予見性という原則に則ったメカニズムを提案した。ノルウェーは、適応資金向けに排出枠を競売入札するとの自国の提案に焦点を当てた。メキシコは、全ての締約国が、それぞれの温室効果ガス排出量、人口、GDPに応じて資金を供与し、緩和、適応、技術移転に資金を提供する基金の創設を提案した。スイスは、共通だが差異ある責任そして「汚染者負担」原則に基づく資金計画に関する自国の提出文書を指摘した。韓国は、緩和への炭素クレジットという自国の提案について再度説明し、そのCDMとの相似を指摘、収益の一部(share of proceeds)は適応資金に当てることが可能だと述べた。

EUは、資金供与に関するいくつかの要素を提案、CDM料金徴収など既存メカニズムの継続、国内政策の役割強化、炭素市場および革新的な資金供与手法の活用を挙げた。

日本は、自国のクールアース・パートナーシップに焦点を当て、技術のニーズを部門別に特定する方法としてセクター別アプローチに注目した。インドは、研究開発に対する資金供与、先進国および途上国間の技術研究協力、技術移転の障壁排除の必要性を指摘した。

緩和と実施方法：このコンタクトグループは、AWG-LCA議長のMachadoが議長を務めた。オーストラリアはアンブレラ・グループの立場で発言、AWG-LCAの議論は締約国に新たな法的義務を生じさせるものとな



るべきだと述べた。G-77/中国およびアフリカグループの立場でアルジェリアは、条約の規定以上の締約国の差異化に強く反対した。南アフリカとインドは、途上国が現在緩和に関して行っている行動を指摘した。ブラジルは、歴史的責任の観点から途上国の行動と先進国の約束は明確に異なる法的性質を持つことを強調した。マレーシアと中国は、条約の実施に焦点を当てるよう提案した。

日本は、途上国間での経済状況の違いが拡大していると発言、「汚染者負担」原則を途上国の主要排出者にも適用するべきだと提案した。フランスはEUの立場で発言、先進国に対し、2020年までに1990年比30%削減するとの約束を行うよう提案した。また同代表は、LDCsなど能力に限界がある諸国が現在の議論の中心ではないと発言した。スイスは、開発政策と気候変動政策は相矛盾するものではないことを強調、炭素市場の役割を強調した。

韓国は、国内的に適切な緩和行動など、バリ行動計画の要素を明確化する必要があると指摘した。サウジアラビアは、対応措置の影響も考慮する必要があると述べた。ノルウェーは、海運における（船舶の）排出量規制支持を再確認した。

適応と実施方法：AWG-LCA副議長のCutajarは、適応に関する組織構成枠組み、および資金援助と技術支援の合理化ならびに規模拡大に焦点を当てるよう提案した。同副議長は、貧困と適応の関係、貧困対策に気候影響を組み入れることの重要性を強調した。各締約国は、多様な問題に焦点を当て、この中には次のものが含まれる：技術移転に関する専門家グループが作成した報告書と適応との関連性、短期的な気候ショックへの適応と長期的な気候影響への適応との区別、経済多角化ツールの重要性、セクター別に適応コストを決定することの利点、小島嶼後発途上国向けの特定適応技術の開発、資源の最適化と効果の最大化に向けた資金供与の首尾一貫性。一部の締約国は、気候リスクを管理する保険メカニズムの策定、および資金や技術移転ならびにキャパシティビルディングの面でのニーズを明らかにする地域エクセレンス・センターの創設を提案した。

2009年作業計画：この非公式協議において、AWG-LCA議長のMachadoは、2008年の計画がアイデア交換を中心とするものであったと評し、2009年のそれは交渉に焦点をあてなければならないと発言した。同議長は、ボズナニでの会議に向け、議論を進めるための議長ペーパーとして、3つの提案書を提出した：締約国からの提案のまとめ、コペンハーゲンで合意可能な要素を含めたノンペーパー、そして交渉文書案である。多数の締約国が第一のオプションを希望すると表明した。ある締約国は最初の提案書に異議を唱え、事務局のホームページで閲覧可能な各国の意見をまとめることの価値に疑問を呈し、別な締約国は、最初の2つのオプションを組み合わせるよう提案した。



締約国は次の題目に関するワークショップの開催を提案した：セクター別アプローチの特定要素、農業部門における緩和、温室効果ガス・インベントリ、対応措置の影響、先進国の緩和約束と途上国の緩和行動。大半の締約国が、ワークショップの回数を制限することの重要性を強調した。締約国は、文書回覧の「6ヶ月規則」や京都議定書の改定問題など、AWG-LCAの抱える法的問題を議論するため、グループを結成すると提案を検討した。一部の締約国が反対を表明、副議長のCutajarは、まだそのようなグループの必要性が生じていないことを示唆した。

AWG-KPコンタクトグループと非公式協議

柔軟性メカニズム：この日の午後と夕方、共同議長のFigueresとLacastaは二つのコンタクトグループ会議を開催、議長文書草案について議論した。共同議長のFigueresは、柔軟性メカニズム改善のための記載内容が各締約国の提出文書と合致しているかどうか注目するよう求め、記載項目の利点について議論したり、削除を提案したりしないよう求めた。同共同議長は、締約国が京都議定書の改定を必要としない項目の検討から始め、その後改定を必要とする項目に注目するよう求めた。ツバルは、この文書が決定文書ではないことを明確にするため、全ての括弧書きを取り除くよう要求した。

CDMに関し、南アフリカはG-77/中国の立場で発言、原子力活動の問題について、関連するマラケシュ文書に基づいたオプションを提出した。指標を用いて締約国の適格性を差異化する問題に関し、インドは、附属書1締約国への言及も入れるよう提案した。G-77/中国は、共同便益の定義に関し、エネルギー効率を入れるよう要求、コロンビアはボリビアとともに、社会的利益も含めるよう提案した。インドは、貧困の撲滅を加えるよう提案、セネガルは、スピルオーバー効果のマイナスの利益と持続可能な開発への言及を求めた。ボリビアは、指定運営組織(DOEs)よりもホスト国が共同便益を決定できるような文章の追加を要求した。

プロジェクトベースのメカニズムの議論で、ニュージーランドは、共同便益の基準に基づいたプロジェクト活動の優先的処遇を議論する場合、費用効果性や行政の実施可能性、逆効果に言及するよう要求した。IIに関し、ツバルは、プロジェクトタイプの環境の十全性と追加性を決定する際には、これらの要素を含めるよう要求した。

排出量取引に関し、G-77/中国は、記載された全ての項目が京都議定書の改定を必要としていると発言した。このグループは、附属書1締約国間で国内取引スキームまたは地域取引スキームの連携を図るため基礎を固めることへの言及削除を決定した。

そのほかの柔軟性メカニズム改善の可能性に関し、インドは、DOE信任の基準改訂を追加することを提案した。



全ての項目に現状維持オプションを記載するかどうか議論の中心となり、共同議長のFigueresは、次の文書草案においてこの問題を検討すると述べた。

コンタクトグループ会合の後、「議長の友人」グループが会合し、戦略やこのグループのマネートについて議論した。

LULUCF：この非公式協議において、締約国は、LULUCFの定義、方法、規則、ガイドラインを改定する場合に可能性のあるオプションに関する新たな議長文書に基づいて議論し、結論書草案の作成を開始した。新しい文書は、5つのオプションについて詳しく説明、特に3.4条（追加活動）の下での森林管理算定について、それぞれのオプションにより異なる方法を記載する。

多数の締約国が、5つのオプションは「パッケージ」としてとらえられるべきではないと主張、各要素を引き出せる「オプションのタイプ（classes of options）」と考えるべきだと述べた。また締約国は、3.4条の下での森林管理以外の土地利用活動に関して今後議論することの重要性を強調した。

ある交渉グループは、決定書16/CMP.1 (LULUCF)の原則を改定することなく保持するべきであると主張した。ある先進国締約国は、オプションにおいて「一時的に算定外とする土地」が欠如していることへの懸念を表明、3.4条の下での活動は、第一約束期間で算定に入れる場合、義務とすることを明記した文章を削除するよう提案、他の諸国はこれに反対した。別な締約国は、全てのオプションにおいて、3.4条活動のキャップを外すよう提案した。

一部の締約国が、ネットーネット算定に単一年ベースラインを含めるとのオプションの排除を提案したが、議長は現時点でのオプションの排除はせず、更なる検討を行えるようにしたいと述べた。

結論書に関し、締約国は、全快のAWG-KP報告書(FCCC/KP/AWG/2008/3)の附属書IV（検討されるべきオプションと問題）への言及を保持するかどうか議論した。議長は、コメントを取り入れ、火曜日の検討にかけるべき新たな文書草案を作成する予定である。

その他の問題：締約国は非公式協議を開催、AWG-KP議長のDovlandが作成した結論書草案について議論した。温室効果ガス、部門、排出源の分類に関し、京都議定書の附属書AにHFCsとPFCsを新たに含めるかどうかで意見の一致にいたらなかった。締約国は、これらのガスに関して追加の情報を要求することを決定したが、非附属書I諸国における排出源の研究を含めるかどうかでは意見が異なった。

関連する方法論問題の議論において、締約国は、100年単位の地球温暖化係数の使用を継続するかどうかを検討したが合意にはいたらず、適切な尺度に関する追加作業を要求することとなった。

スピルオーバー効果に関し、各締約国がそれぞれの見解を提出して、事務局がこれをまとめ、ポズナニでの第6回再開会合での検討にかけることで合意した。



Earth Negotiations Bulletin
AWG-LCA3,AWG-KP6
<http://www.iisd.ca/climate/ccwg2/>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel :+81-3-3663-2500 Fax:+81-3-3663-2301

廊下にて

一日の休日を経て議論が再開されて、コンファレンスセンターは賑わいを見せ、会議の後半に出席する新しい顔ぶれも見られた。そのような賑わいにも関わらず、コンタクトグループおよび非公式協議のムードは、交渉の4日目を迎えて精彩を欠いているのが目立った。ある出席者は、「やらなければならないことの全てを考えると、緊迫感のなさに驚かされる」とコメントした。さほど驚いていないものもあり、「議論はまだ論点を集め明確にする段階にとどまっている」と指摘した。適応に関するコンタクトグループの会合から出てきた出席者の中には、プレナリー・ホールで会議をすると、公式会議の要素が高まり、議論がしにくいと述べるものもいた。別なものは、議論されている問題とはまったく関連性のないステートメントを読み上げる締約国もいたと苦情を述べた。

オフラインでは多くの議論が行われていた。AWG-LCAの緩和に関するコンタクトグループでは、CDMにおける炭素回収貯留や途上国締約国による緩和行動の差異化など異論の多い問題の議論が白熱、正式な会議プロセスの外での前進を図る試みとして注目を集めていた。

GISPRI 仮訳

This issue of the Earth Negotiations Bulletin © enb@iisd.org is written and edited by Tomilola “Tomi” Akanle, Asheline Appleton, Douglas Bushey, Kelly Levin, and Yulia Yamineva. The Digital Editor is Leila Mead. The Editor is Pamela S. Chasek, Ph.D. pam@iisd.org and the Director of IISD Reporting Services is Langston James “Kimo” Goree VI kimo@iisd.org. The Sustaining Donors of the Bulletin are the United Kingdom (through the Department for International Development – DFID), the Government of the United States of America (through the Department of State Bureau of Oceans and International Environmental and Scientific Affairs), the Government of Canada (through CIDA), the Danish Ministry of Foreign Affairs, the German Federal Ministry for Economic Cooperation and Development (BMU), the Netherlands Ministry of Foreign Affairs, the European Commission (DG-ENV) and the Italian Ministry for the Environment, Land and Sea. General Support for the Bulletin during 2008 is provided by the Norwegian Ministry of Foreign Affairs, the Government of Australia, the Austrian Federal Ministry of Agriculture, Forestry, Environment and Water Management, the Ministry of Environment of Sweden, the New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade, SWAN International, Swiss Federal Office for the Environment (FOEN), the Finnish Ministry for Foreign Affairs, the Japanese Ministry of Environment (through the Institute for Global Environmental Strategies - IGES), the Japanese Ministry of Economy, Trade and Industry (through the Global Industrial and Social Progress Research Institute - GISPRI) and the United Nations Environment Programme (UNEP). Funding for translation of the Bulletin into French has been provided by the International Organization of the Francophonie (IOF). Funding for the translation of the Bulletin into Spanish has been provided by the Ministry of Environment of Spain. The opinions expressed in the Bulletin are those of the authors and do not necessarily reflect the views of IISD or other donors. Excerpts from the Bulletin may be used in non-commercial publications with appropriate academic citation. For information on the Bulletin, including requests to provide reporting services, contact the Director of IISD Reporting Services at



Earth Negotiations Bulletin
AWG-LCA3,AWG-KP6
<http://www.iisd.ca/climate/ccwg2/>

財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel :+81-3-3663-2500 Fax:+81-3-3663-2301

[<kimo@iisd.org>](mailto:kimo@iisd.org), +1-646-536-7556 or 300 East 56th St., 11A, New York, NY 10022, USA. The ENB team at the third session of the Ad Hoc Working Group on Long-term Cooperative Action and first part of the sixth session of the Ad Hoc Working Group on Further Commitments for Annex 1 Parties under the Kyoto Protocol to the UNFCCC can be contacted by e-mail at [<asheline@iisd.org>](mailto:asheline@iisd.org).